

インターネットは自分だけのはんだんで勝手に利用せず、
おうちの人や学校の先生に相談しながら、じょうずに使ってね！

- 目標1 ネットでも思いやりを持って！
- 目標2 社会のルールとマナーを守って！
- 目標3 かしく使ってよりよいコミュニケーションを！

設問

答え

解説

1 ゲーム機で遊ぶときには、何時まででやめるのかを決めておくとよい。



○

ゲームは、どんどんレベルが上がったり、ネットで対戦できたり、いつでも楽しめるように作られています。ですから、やめるタイミングがとても難しいので、あらかじめ遊ぶ時間を決めるとよいでしょう。

2 パソコンやスマホでインターネットを使うときには危険があるが、ゲーム機でインターネットを使っても危険はない。

×

インターネットを使う時は、スマホでもゲーム機でも危険があります。子供がインターネットを安全に使うためには、フィルタリングというサービスを利用しましょう。

3 勝手に音楽をダウンロードできるようにしているサイトは法律違反だが、そこから音楽をダウンロードするだけなら問題ない。

×

自由に音楽などをダウンロードできるサイトには法律違反のものがああります。違法なサイトと知っていて音楽をダウンロードすることは、法律に違反します。

4 ネットで誰かの悪口を書いても、犯罪とはならない。

×

悪口を書くと、内容によっては犯罪にあたる場合があります。

5 スマホにアプリを入れるとき、確認の項目があっても、読まずに「はい」と答えておけば問題ない。



×

スマホのアプリを使う時には、どのような情報が使われて、外部に送信されるのかよく確認してください。わからないことがあったら、おうちの人などに相談してください。

6 友達を撮った写真を、友達に言わずにブログにのせるのはよくないことである。



○

仲の良い友達でも、その友達が写った写真を、勝手にネットにのせてはいけません。のせるときには友達と友達の保護者に確認してからにしましょう。

7 自転車を運転中にスマホをいじると、罰せられることがある。

○

自転車でも、安全に運転する義務があり、それに違反することは犯罪にあたる場合があります。

8 ネットの掲示板で自分のメールアドレスを教えるのは危険だが、アプリの連絡先（IDと呼ばれる）くらいなら教えても危険はない。



×

自分の名前や連絡先、IDを教えてしまうと、「直接会おう」とか「写真を送って欲しい」とか言われることがあります。相手がどんな人かわからないのに、他の人にわからないところで、二人だけで話をするのは、とても危険です。

9 お気に入りのアーティストの歌詞を勝手にネットにのせることは、法律違反だ。

○

歌詞を作った人には、著作権（ちょさくけん）という権利があります。歌詞の一部だけをネットにのせたり、友達だけに公開したりしても、歌詞を作った人の権利を害することになります。

10 ネットのゲームで「無料」と書かれているものは、どのように遊んでもお金はかからない。



×

「無料」のゲームでも、より楽しむためにはアイテム等を買わなければいけない場合があるので、お金がかからないとは言えません。また、ゲーム内の通貨は返金されないこともあるので、使い過ぎないことが必要です。

11 小学生は、恋人を募集するサイトを利用してはいけない。



恋人を募集するサイトは、「出会い系サイト」と呼ばれ、18歳未満の人が使うことは法律で禁止されています。また、自己紹介で名前や住所などの個人情報を書き込むことには十分な注意が必要です。

12 時間を決めてスマホを使ってもつい長くなってしま
う人は、「ネット依存」になっているかもしれない。



「ネット依存」にはいろいろな状態がありますが、ネットにより日常生活に影響が出るようなら、ネット依存であると注意が必要です。

13 友達とネットでひどいけんかをしてしまったら、先生や
おうちの人に早めに相談したほうがよい。



ネット上でも、友達とけんかをしてしまった場合は、まず先生やおうちの人に相談しましょう。たとえどんなに腹が立っても悪口などをネットに公開してはいけません。一回ネットにのせると自分でも消すことができなくなりますので、注意が必要です。

14 子供が使う携帯電話やスマホのフィルタリングは勝手に外
してはいけない。



青少年インターネット環境整備法という法律で、18歳未満の人が携帯電話を使うときにはフィルタリングをつけることが決められていて、保護者がいないと言ったときだけ外せることになっています。

15 ネットの掲示板に友達の悪口が書かれているのを見つけた
ら、友達に言わずに、掲示板を運営している人に、悪口を消
してほしいと早く頼むとよい。



ネット上の掲示板での書き込みで友達の悪口など対応が必要な場合は、自分で対応を考えるのではなく、まずは先生や保護者など大人に相談するようにしましょう。

16 ネットを使っていて「このページを見た人は急いで 5000
円を支払ってください」というメッセージが来ても、
すぐには払わずおうちの人に相談したほうがよい。



「お金を払え」という一方的なメッセージなどが来ても、基本的に払う必要はありません。自分一人で判断せず、保護者などに相談しましょう。

17 友達がいたずらをしているところを写真に撮ってネットに
のせても、自分がいたずらをしていなければ怒られること
はない。



自分も一緒にいたずらをしたことになり、怒られたり、被害にあったぶんのお金を支払うことを求められたりする可能性があります。

18 小学生は自分用のクレジットカードを作れないので、
ネットで買い物をするときにはおうちの人にカード
を借りて使ってよい。



たとえ親子であっても別人であり、別の人クレジットカードを使ってはいけません。クレジットカードでの買い物が必要ならおうちの人に頼んで、手続きをしてもらいましょう。

19 パソコンにはウイルス対策ソフトを入れることが必要だ
が、スマホにはウイルスがないのでウイルス対策ソフトは
なくてよい。



スマホでもパソコンと同じようにウイルスにかかります。ですからウイルス対策ソフトを入れたほうが良いです。スマホは小さくて便利なパソコンですので、ウイルスや悪質なサイトなどに十分注意しましょう。

20 パスワードがないと使えないサービスでは、自分のパス
ワードを仲のよい友達に教えておくほうがよい。



たとえ仲の良い友達でも、自分のIDやパスワードは絶対に教えてはいけません。その人が別の人に教える可能性もありますし、IDとパスワードが使われると、なりすまされたり、勝手に買い物をされたりするなどの危険が生まれます。

21 ホームページを見るだけで、パソコンがウイルスでおかし
くなることもある。



パソコンだけでなくスマホでもホームページを見ただけで、ウイルスにかかってしまうことがあるので、注意が必要です。またネットを通じて渡されたファイルは、友達からのものでもウイルスにかかっている可能性があります。